管理医療機器の認証基準に関する取扱いについて(医薬発0618第1号:令和7年6月18日)

制定改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23 条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指 定する医療機器(平成17 年厚生労働省告示第112 号)の別表番号	医療機器の名称	告示改正 等 の有無	局長通知 の有無	基本要件 CLの有無
改正	別表第3-20	1 移動型超音波画像診断装置2 汎用超音波画像診断装置3 産婦人科用超音波画像診断装置4 乳房用超音波画像診断装置5 循環器用超音波画像診断装置6 膀胱用超音波画像診断装置	無	有	無